

車両制限令

第 5 条（幅の制限）

市街地を形成している区域（以下「市街地区域」という。）内の道路で、道路管理者が自動車の交通量がきわめて少ないと認めて指定したもの又は一方通行とされているものを通行する車両の幅は、当該道路の車道の幅員（歩道又は自転車歩行者道のいずれをも有しない道路で、その路肩の幅員が明らかでないもの又はその路肩の幅員の合計が1メートル未満（トンネル、橋又は高架の道路にあつては、0.5メートル未満）のものにあつては、当該道路の路面の幅員から1メートル（トンネル、橋又は高架の道路にあつては、0.5メートル）を減じたものとする。以下同じ。）から0.5メートルを減じたものをこえないものでなければならない。

- 2 市街地区域内の道路で前項に規定するもの以外のものを通行する車両の幅は、当該道路の車道の幅員から0.5メートルを減じたものの2分の1をこえないものでなければならない。
- 3 市街地区域内の駅前、繁華街等にある歩行者の多い道路で道路管理者が指定したものの歩道又は自転車歩行者道のいずれをも有しない区間を道路管理者が指定した時間内に通行する車両についての前2項の規定の適用については、第1項中「0.5メートルを減じたもの」とあるのは「1メートルを減じたもの」と、第2項中「0.5メートル」とあるのは「1.5メートル」とする。

第 6 条

市街地区域外の道路（道路管理者が自動車の交通量がきわめて少ないと認めて指定したものを除く。以下次項において同じ。）で一方通行とされているもの又はその道路におおむね300メートル以内の区間ごとに待避所があるもの（道路管理者が自動車の交通量が多いため当該待避所のみでは車両のすれ違いに支障があると認めて指定したものを除く。）を通行する車両の幅は、当該道路の車道の幅員から0.5メートルを減じたものをこえないものでなければならない。

- 2 市街地区域外の道路で前項に規定するもの以外のものを通行する車両の幅は、当該道路の車道の幅員の2分の1をこえないものでなければならない。